

2025年度

(公財)介護労働安定センター総合補償制度※

※「総合補償制度」は「介護サービス事業者賠償責任保険+修正特約条項+（オプション）迷惑行為被害対応費用担保特約条項」、「（オプション）施設賠償責任保険+雇用関連賠償責任担保特約条項+事故対応費用担保特約条項」、「総合生活保険（傷害補償）+介護労働安定センター団体傷害保険特約」、「（オプション）約定履行費用保険」、「サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）」の愛称です。

保険期間

2025年9月1日午前0時から2026年8月31日午後12時までの1年間

なお、中途加入の場合の補償期間は、「加入依頼書」を（公財）介護労働安定センターより業務委託を受けた（株）全福サービス（取扱代理店）が受け付けた日、もしくは保険料を介護労働安定センターが領収した日（専用口座に着金した日）のいずれか遅い日の翌日午前0時に始まり、2026年8月31日午後12時に終わります。

契約者

公益財団法人 介護労働安定センター

募集締切

2025年8月15日(金)

※随時中途加入できますので（株）全福サービスにご連絡ください。

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社 全福サービス ※事故受付・補償内容に関するお問合せ先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8 NCO 神田須田町 5 階

TEL 03-3252-2035 FAX 03-3258-8878

<https://www.zenpuku.co.jp>

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

引受保険会社

●幹事保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）公務第一部 公務第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4

（介護事業者賠償責任部分のみ）
●共同保険引受保険会社（非幹事）
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

介護労働安定センター総合補償制度

目 次

ご加入方法	3p
補償のご案内	4p
保険料体系	5p
①介護事業者賠償責任補償	6p
雇用関連賠償責任補償	8p
カスハラ対応特約	9p
②傷害補償制度・感染症見舞金制度	10p
③情報漏えい保険	12p
保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合	15p
事故の場合	25p
サービスのご案内	28p
重要事項説明書	29p

ご加入方法

1 加入手続方法

(各補償共通)

「総合補償制度加入依頼書」に必要事項を記入し、ご捺印の上、(株)全福サービス(最終ページ参照)に郵送またはFAXにて送付してください。また、保険料は別途ご案内する専用の口座に送金してください。

- (注1) 保険責任が発生するのは保険料が振り込まれた日の翌日からとなりますのでご注意ください。
(注2) 加入依頼書記載事項に虚偽の事項があった場合には、保険金が受け取れないこともありますのでご注意ください。
(注3) 保険料をお振込みいただく際の払込手数料は、加入者のご負担とさせていただきます。
(注4) 団体保険につき領収書は加入事業者宛てには発行できません。振込時の伝票等を保管ください。

(傷害補償制度のみ)

名簿は事故の際等、介護労働安定センターあるいは東京海上日動火災保険(株)、取扱代理店(株)全福サービスより提出を求めますので、必ず常時ご提出いただける状態で備え付けてくださいますようお願い致します。

(備え付けいただく名簿につきましては、出勤簿、勤務管理表(シフト表)等被保険者名が明記されていれば形式は問いません。)

(感染症見舞金制度のみ)

必要書類一式とともに「感染症補償規程」を取扱代理店(株)全福サービスへ提出してください。

※ 感染症補償規程は、初回に提出いただき、住所・名称等に変更があった場合には再提出してください。

2 加入者証

後日、東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)から事業者宛てに加入者証を直送します。
送付までに1~2カ月を要しますので予めご了承ください。加入者証は保険期間中保管してください。

3 保険料算出方法

保険料算出の基礎となる人数

※直近の4月1日~3月31日の期間の平均値で算出してください。

介護に従事する
事業主・役員・理事 + 介護に従事する
すべての職員

※保険加入後の人数増減の手続きは不要です。

※申告した記名被保険者の役職員等の人数が実際の人数に不足していたときは、保険金を削減して支払う可能性があります。

4 対象となる業務

記名被保険者が日本国内で行う以下の介護業務

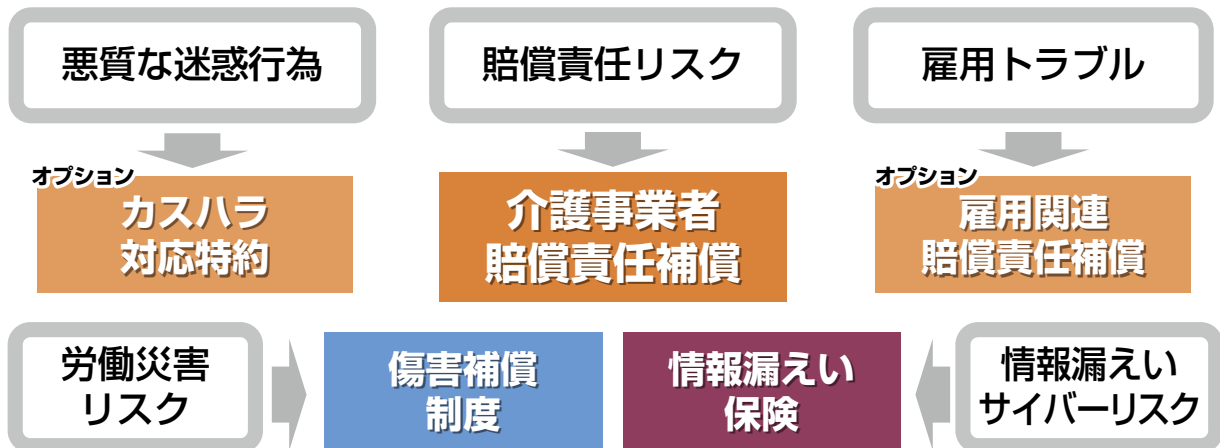
業 務		具 体 例
a.	介護保険法に規定される業務(※) ※介護療養型医療施設(介護療養病床)または介護医療院は除く。	・施設サービス(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入居者に対する生活介護) ・居宅サービス(訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護等) ・居宅介護支援業務 ・福祉用具販売・レンタル(特定福祉用具販売、福祉用具貸与等) ・住宅改修 ・地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護等) ・グループホーム ・小規模多機能型居宅介護
b.	障害者総合支援法に規定される業務	・障害者支援施設等における生活介護・短期入所等 ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護 ・福祉用具販売(補装具販売・修理)等
c.	児童福祉法に規定される放課後等デイサービス ／指定障害児相談支援／児童発達支援	・放課後等デイサービス／指定障害児相談支援／児童発達支援

ただし、介護事業者賠償責任補償においては、「訪問看護」または「下記d.~g.」の業務単独でのご加入はできません。
「a.~c.の業務(訪問看護除く)」と同時に事業を行う場合にご加入いただけます。

d.	高齢者の医療の確保に関する法律・労働者災害補償保険法のほか、健康保険法等の医療保険各法に規定される訪問看護業務	—
e.	ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習	—
f.	その他 a.からe.までに準ずる業務またはサービス	・公的介護保険対象外の上乗せ・横出し・独自サービス(障害者総合支援法に基づく障害者保証サービスを含みます。)等
g.	住宅型有料老人ホーム／サービス付き高齢者向け住宅	

補償のご案内

福祉事業のリスクに備えた5つの補償をご用意



介護事業者賠償責任補償

業務中に利用者などの他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したり、またはケアプラン作成ミスによって過剰な経済的負担をさせたことなどによる法律上の損害賠償金などを補償します。



オプション

・雇用関連賠償責任補償

NEW

労働者等からパワハラ、不当解雇などで訴えられたときの法律上の損害賠償金、争訟費用などを補償します。

・カスハラ対応特約（迷惑行為被害対応費用担保特約条項）

NEW

第三者から従業員がうけた迷惑行為についての法律相談費用、弁護士費用などを補償します。



傷害補償制度

介護業務中、通勤中にケガをされた場合に補償します。

オプション

・感染症見舞金制度

介護労働者が業務中に感染症に罹患し、医師の治療を受けた場合に見舞金を支払うことによって被る費用損害に対して、保険金を支払います。

情報漏えい保険

情報漏えいによる法律上の損害賠償金、対応費用のほか、サイバー攻撃によって損害を受けたソフトウェアなどの復元費用を補償します。

補償の詳細につきましては、各商品のページをお読みいただくか、代理店にお問合せください。

保険料体系

①介護事業者賠償責任補償

<年間加入> 保険料算出の基礎となる人数 ×各補償の年間保険料	賠償補償	3,600円
	賠償補償+カスハラ対応特約	3,960円
	賠償補償+雇用関連賠償責任補償	6,600円
	賠償補償+雇用関連賠償責任補償+カスハラ対応特約	6,960円
<中途加入> 保険料算出の基礎となる人数 ×各補償月額×加入月数	賠償補償	300円× 加入月から2026年8月末までの月数
	賠償補償+カスハラ対応特約	330円× 加入月から2026年8月末までの月数
	賠償補償+雇用関連賠償責任補償	550円× 加入月から2026年8月末までの月数
	賠償補償+雇用関連賠償責任補償+カスハラ対応特約	580円× 加入月から2026年8月末までの月数

②傷害補償制度・感染症見舞金制度

<年間加入> 保険料算出の基礎となる人数 ×各補償の年間保険料	傷害補償制度	4,200円
	傷害補償制度+感染症見舞金制度	4,560円
<中途加入> 保険料算出の基礎となる人数 ×各補償月額×加入月数	傷害補償制度	350円× 加入月から2026年8月末までの月数
	傷害補償制度+感染症見舞金制度	380円× 加入月から2026年8月末までの月数

③情報漏えい保険

〈保険料〉 ※中途加入の保険料については、別途お問い合わせください。

役職員の人数	年間保険料			役職員の人数	年間保険料		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1名～10名	20,350円	16,070円	12,860円	51名～60名	122,090円	96,390円	77,170円
11名～20名	40,700円	32,130円	25,720円	61名～70名	142,440円	112,460円	90,040円
21名～30名	61,050円	48,200円	38,590円	71名～80名	162,790円	128,520円	102,900円
31名～40名	81,400円	64,260円	51,450円	81名～90名	183,140円	144,590円	115,760円
41名～50名	101,750円	80,330円	64,310円	91名～100名	203,490円	160,650円	128,620円

(※) 役職員人数が101名以上の事業者様におかれては、取扱代理店まで個別にご照会ください。個別に保険料を算出し、ご案内させていただきます。

加入パターン

①介護事業者賠償責任補償

No.	加入のパターン	加入の可否
1	賠償補償のみ	○
2	雇用関連賠償責任補償のみ	×
3	カスハラ対応特約のみ	×
4	賠償補償+カスハラ対応特約	○
5	賠償補償+雇用関連賠償責任補償	○
6	賠償補償+雇用関連賠償責任補償+カスハラ対応特約	○
7	賠償補償に加入済で、雇用関連賠償責任補償またはカスハラ対応特約を中途付帯	○

②傷害補償制度・感染症見舞金制度

No.	制度への加入方法	加入の可否
1	傷害補償（介護事業者用）制度のみ加入	○
2	感染症見舞金制度のみ加入	×
3	傷害補償（介護事業者用）制度と感染症見舞金制度へ同時加入（ただし、傷害補償制度加入者全員が加入）	○
4	傷害補償（介護事業者用）制度に加入済みで感染症見舞金制度へ追加加入（ただし、傷害補償制度加入者全員が加入）	○
5	傷害補償（介護事業者用）制度へ加入している介護労働者の一部が感染症見舞金制度へ加入	×

③情報漏えい保険 A～Cのタイプよりお選びください。

①介護事業者賠償責任補償※

※「介護事業者賠償責任補償」は「介護サービス事業者賠償責任保険+修正特約条項+（オプション）迷惑行為被害対応費用担保特約条項」、「（オプション）施設賠償責任保険+雇用関連賠償責任担保特約条項+事故対応費用担保特約条項」の愛称です。

介護事業者賠償責任補償では

事業者の皆様の介護業務の遂行に起因して、他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したり、または、ケアプラン作成ミスによって利用者に過剰な経済的負担をさせたことなどにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金等を補償します。

制度概要

※主に「賠償補償」部分について記載しております。オプション補償の「カスハラ対応特約・雇用関連賠償責任補償」部分の補償内容についてはP.8、9をご参照ください。

加入対象者 (共通)介護労働安定センターに登録された介護事業者(対象となる介護業務につきましてはP3 をご確認ください)

被保険者

(賠償補償・カスハラ対応特約(オプション))

次の方が被保険者(*)となります(医師を除きます)。

- ①記名被保険者(上記介護事業者である法人・団体)
 - ②記名被保険者の使用人。記名被保険者の指示に基づいて仕事を遂行する研修受講生(パートタイマー、協会の会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している方をいいます。)を含みます。
 - ③記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関(役員等)(記名被保険者が法人の場合)
 - ④記名被保険者の構成員(記名被保険者が法人以外の団体の場合)
 - ⑤記名被保険者の下請負人(記名被保険者が住宅改修工事を行う場合)
- (*)この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。

(雇用関連賠償責任補償(オプション))

次の者をいいます。ただし、②および③の者については、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の使用人(既に退職となった者を含みます。ただし、遡及日(初年度契約の始期日)より前に退職した者を除きます。)
- ③ 記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者の理事、取締役その他法人の業務を執行する機関(既に退任となった者を含みます。ただし、遡及日より前に退任した者を除きます。)

保険料

介護に従事する事業主・役員・理事
+ 介護に従事するすべての職員

年間保険料

× 3,600円(中途加入:月額300円)

対人事故

支払限度額



1事故・保険期間中 **1億円**

免責金額 **10,000円** (1事故)
(自己負担額)

免責金額が1万円になり、補償が充実しました。

行方不明時 使用阻害事故

認知症またはその疑いのあるサービス利用者施設の外に出て行方不明となり、鉄道の駅構内で線路内に立ち入ったことにより、鉄道会社に列車の遅れによる損害が生じた場合等

免責金額(自己負担額)
はありません

1事故・保険期間中 **1,000万円**

対物事故

支払限度額



1事故・保険期間中 **1,000万円**

免責金額 **10,000円** (1事故)
(自己負担額)

経済的事故

ケアプラン作成ミスにより利用者に過剰な経済的負担をさせたことによる損害賠償請求を受けた場合等

免責金額(自己負担額)
はありません

支払限度額

1請求・保険期間中 **100万円**

管理下財物事故

支払限度額

貨幣以外:1事故 **100万円** (ただし時価額が限度)

貨幣:1事故 **10万円**

免責金額 **10,000円** (1事故)
(自己負担額)

人格権侵害事故

要介護者から名誉毀損によって訴えられた場合等

免責金額(自己負担額)
はありません

支払限度額

1請求・保険期間中 **300万円**

初期対応費用

事故現場の保存費用を支払った場合等

支払限度額

1事故 **500万円**
(うち見舞金・見舞品購入費用)

対人事故の場合で、社会通念上妥当と認められる被害者への見舞金等

被害者1名 **10万円を限度**

訴訟対応費用

応訴のために事故原因を調査した場合等

免責金額(自己負担額)
はありません

支払限度額

1事故 **1,000万円**

(オプション)雇用関連賠償責任補償

免責金額(自己負担額) 加入者1名あたり **3,000円**
はありません 年間保険料 (中途加入:月額250円)

支払限度額 1名・1請求・保険期間中 **1,000万円**

(オプション)カスハラ対応特約

免責金額(自己負担額)
はありません

加入者1名あたり **360円**
年間保険料 (中途加入:月額30円)

支払限度額

被保険者1名あたり **100万円**

1事故・保険期間中 **300万円**

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

※自動車の所有、使用または管理に起因する事故は補償対象外となりますので、ご注意ください。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。） ※支出前に引受保険会社の同意が必要です。
③緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用	この保険の対象となりうる事故が発生した場合に被保険者が初期対応を行うために負担した、その額および使途が社会通念上妥当と認められる次の費用（結果的に法律上の賠償責任が発生しなかった場合においても原則として補償対象となります。） ・事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用 ・事故現場の取り片付け費用 ・被保険者の役員・従業員の事故現場への派遣費用 ・通信費 ・書面による保険会社の同意を得て支出したお詫び広告費用 ・対人事故が発生した場合に支出した被害者への見舞金（香典を含みます。）・見舞品購入費用 ・上記に準ずる費用 ただし、対人事故以外の事故について被保険者が支払った見舞金・見舞品購入費用を含みません。
⑦訴訟対応費用	この保険の対象となる事故発生の結果、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内で提起された場合に应诉のために必要となる、その額および使途が社会通念上妥当と認められる被保険者が負担した次の費用。 ・被保険者の使用人の超過勤務手当（残業代及び休日出勤手当）・臨時雇用費用 ・被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ・増設コピー機のリース費用 ・被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 ・事故原因の調査費用 ・意見書・鑑定書作成のために必要な費用 ・相手方当事者または裁判所に提出するための文書作成に必要な費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

上記⑥、⑦の費用については、支払限度額を限度に、支出した費用をお支払いします。

想定事故事例

- ・施設内で高齢者を介助して椅子に座らせようとした際、手を放した瞬間に転倒し、利用者が骨折してしまった。
- ・訪問介護で事務所から利用者宅に自転車で向かう途中で子供と接触、負傷させてしまった。
- ・食材を細かく切らないまま食事を提供し、利用者がのどに詰まらせ救急搬送された。
- ・利用者宅で清掃中、テレビを誤って落として破損してしまった。
- ・利用者から預かっていた補聴器を紛失してしまった。
- ・ケアプラン作成ミスで限度額を超えてしまい、利用者に全額自己負担を発生させてしまった。

雇用関連賠償責任補償のご説明 NEW

女性活躍・ハラスメント規制法（※1）の施行により、事業主の賠償リスクはさらに高まっており、パワハラ防止指針（※2）では、顧客・取引先等とのトラブル防止措置の導入も推奨されています。

（※1）2020年6月施行。労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法、労働者派遣法が併せて改正されました。

（※2）2020年1月公表。正式名称は「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」。

雇用関連賠償責任補償で備えましょう

以下のような侵害行為による、**労働者等※1精神的苦痛**や**自由・名誉・プライバシーの侵害**、**雇用契約上の権利侵害等**について、事業主や役員等が負担する**法律上の損害賠償金および争訟費用等**を補償する雇用関連賠償責任補償を新設しました！



パワハラ



セクハラ



マタハラ



不当解雇等※2

※2労働者の採用、配置、昇進、解雇等の労働条件についての差別的・不利益な取扱い

（注）パワハラ・セクハラ・マタハラについては、ハラスメントを行った**本人**が負担する賠償金や争訟費用等は補償対象外です。事業主や役員等が管理責任を負担することによって被る損害が補償対象となります。

※1 労働者および労働者となるための申込みを行った者（記名被保険者が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）をいいます。労働者とは、使用人および事業場において記名被保険者のために労働に従事する使用人以外の者をいいます。

社内調査や広報対応等の事故対応費用※3も補償します。

事故対応費用 の内容



訴訟対応費用

訴訟に対応するための文書の作成費用、人件費等



初動対応費用

事故状況の保存・記録の費用、精神的被害を受けた被害者に対する見舞費用等



社内調査・第三者委員会設置費用

社内調査を行うための費用、第三者委員会の活動・調査の費用等



広報対応費用

マスメディアを通じて事故に関する説明・謝罪を行うための費用等

※3 1千万円が1事故・保険期間中の支払限度額となります。

保険金のお支払い方法

損害賠償金・訴訟費用等に対し、支払限度額が限度となります。
支払限度額は、1名・1請求・保険期間中1,000万円です。

サービスのご案内 無料

組織の健康 診断サービス



スマートフォンで、貴社従業員の幸福度を科学的・定量的に計測するサービスです。貴社の組織活性度が見える化し、健康経営に向けた課題把握にお役立ていただけます。

Web学習 支援サービス



貴社従業員が「ハラスメント」「メンタルヘルスケア」等のテーマについてWeb上で学習できるサービスです。社内の雇用トラブル等のリスクの低減にお役立ていただくことができます。

※上記サービスは、東京海上日動の提携会社を通じて提供します。ご利用方法等の詳細につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
※サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、「組織の健康診断サービス」は、2025年12月31日までの申込み分をもってサービスの提供を終了することとなりました。ご利用を希望される場合は、2025年12月31日までにお申込みをお願いいたします。

カスハラ対応特約のご説明 NEW

オプションのカスハラ対応特約付帯により、

日本国内において第三者によって行われた迷惑行為により貴社や貴社役員・従業員が被った被害※1についての、

①法律相談費用、②弁護士対応費用※2、③カウンセラー相談費用を補償

※1 記名被保険者の役員もしくは使用人の精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉もしくはプライバシーの侵害をいいます。

※2 迷惑行為を行った第三者に対して損害賠償請求を行うために支出したものを除きます。

迷惑行為が保険期間中になされた場合に限り、保険金を支払います。また、記名被保険者が被害の発生を知った日からその日を含めて3年以内に次のいずれかの行為を開始した場合に限り、保険金を支払います。

- ① 法律相談 ② 弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士(以下「弁護士等」といいます。)への委任
③ 裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関(以下「裁判所等」といいます。)の手続 ④ カウンセラーへの相談

保険金のお支払い方法

支払限度額は、被保険者1名あたり100万円、1事故・保険期間中300万円です。

「東京都カスタマーハラスメント防止条例」

2024年10月4日「東京都カスタマーハラスメント防止条例」(カスハラ防止条例)が制定され、2025年4月1日から施行されております。業種等を限定しないカスハラ防止条例の制定は全国初であり、同様の動きは他の地方公共団体にも波及する可能性があることから、非常に高い注目を集めています。

東京都カスハラ条例 3つの骨子

- ①「何人も、あらゆる場において、カスタマーハラスメントを行ってはならない」として、カスタマーハラスメントの禁止を規定
- ②「カスタマーハラスメント」の防止に関する基本理念を定め、各主体(都、顧客等、就業者、事業者)の責務を規定
- ③「カスタマーハラスメント」の防止に関する指針を定め、都が実施する施策の推進、事業者による措置等を規定

顧客等、就業者、事業者および東京都といったカスハラに関係する各主体においても、**カスハラを防止させるための措置**を講ずることを求めています。

補償の対象になる迷惑行為について

記名被保険者の役員または使用人に対する次の行為をいいます。

ア. 暴力・脅迫・強要 イ. 誹謗中傷 ウ. 悪質なクレーム エ. 性的な言動

オ. 地位や取引関係等を利用した言動であって、取引等に必要な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるもの
カ. その他アからオまでに類するもの

事故事例

- ・顧客の家族が、サービスが悪いと言って理不尽な苦情を申し立ててきた。あまりにも執拗であったため、弁護士に法律相談を実施した費用と警告文作成を委任した費用がかかった。
- ・顧客からセクシュアルハラスメントを受けた従業員が精神的苦痛を受けたとして、弁護士に法律相談を実施し費用がかかった。
- ・利用者の送迎の最中、利用者宅付近に停車中の送迎者のエンジン音がうるさいということで近隣の住民が執拗な抗議をしてきた。そのため、職員が精神的苦痛を受け、専門心理カウンセラーに相談するための費用がかかった。
- ・いたずら電話で何度も罵声を浴びさせられ、電話対応のスタッフが精神的苦痛を受けた。迷惑行為を止めるための内容証明郵便の作成を委任するための費用がかかった。

迷惑行為が起きた時の流れ

ご加入者様・
ご加入者様の
役員・従業員



精神的苦痛等

迷惑行為
(暴力・誹謗中傷・悪質なクレーム・
性的な言動等)



第三者
(顧客とその家族・
近隣住民等)

法律相談費用・弁護士費用・カウンセラー相談費用を補償(*)

事故例：顧客からの悪質なクレームを受け、自社従業員が精神的苦痛を受けた。
(*)迷惑行為を行った第三者に対して損害賠償請求を行うための弁護士費用は対象外となります。

②傷害補償制度・感染症見舞金制度 (傷害補償制度のオプション)

傷害補償制度では

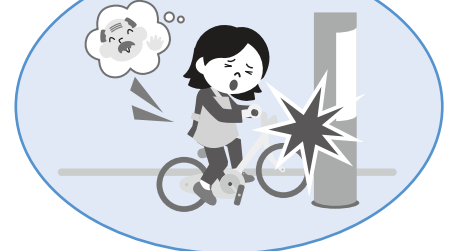
●訪問介護サービス中の事故



●介護施設内での事故



●介護先へ向かう途中の事故



介護業務に従事する役員・個人事業主の皆様および、介護事業者に雇用されて介護業務に従事する労働者の皆様が、工作中（役員・個人事業主の場合は介護事業者の就業規則等に定められた正規の就業時間中であつ、介護業務従事中に限ります）・通勤途上・講習会参加中等に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（ケガ）を被った場合の補償です。

制度概要

p.18〈1 保険金をお支払いする主な場合〉記載の傷害を被ったとき、以下の保険金をお支払いします。

掛金 (保険料)

対象者1名あたり
保険料 4,200円

中途加入の場合は、350円×月数
(加入月から8月分まで)

死亡保険金

790万円

後遺障害保険金

後遺障害の程度に応じて
31.6万円～790万円

入院保険金

1日あたり
5,000円

手術保険金

2.5万円
または **5万円**

通院保険金

1日あたり
3,000円

感染症見舞金制度の内容 (傷害補償制度のオプション)

掛金 (保険料)

従業員1名あたり
保険料 360円
(傷害補償と併せて4,560円)

ノロウイルス
による
感染性胃腸炎
にも対応

補償見舞金

支払限度額
1名あたり
30,000円



ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、本パンフレット31ページ記載の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店（株）全福サービスまでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

傷害補償制度のご説明

1 被保険者（保険の対象となる方）

共通事項加入対象者に該当する介護事業者における以下の方が対象となります。

- ・介護事業者すべての役員・個人事業主（介護業務（※1）に従事中のみ）
- ・介護事業者^に雇用されたすべての労働者（介護職員）

（※1）介護業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事、その他の介護を行う業務をいいます。

感染症見舞金制度（傷害補償制度のオプション）のご説明

傷害補償（介護事業者用）制度に加入の介護事業者を加入対象としています。

感染症見舞金制度の加入に当たっては、傷害補償（介護事業者用）制度加入の介護労働者全員を見舞金の支払対象として加入する（事業所単位での加入）必要があります。

1 被保険者（補償を受けられる方）

傷害補償制度に加入の介護事業者

2 対象となる感染症

2024年度よりリスク実態の観点から「新型コロナウイルス感染症」が対象外となりました。

疥癬および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症および指定感染症（新型インフルエンザ等感染症は補償対象外です）。ただし、四類感染症のうち鳥インフルエンザ、五類感染症のうちインフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症および新型コロナウイルス感染症を除きます。

<一類感染症>

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱

<二類感染症>

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限る。）

<三類感染症>

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

<四類感染症>

E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽（そ）、ボツリヌス症、マラリア、野兎（と）病、その他の既に知られている感染症の疾病であって、動物またはその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

<五類感染症>

ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、感染性胃腸炎※その他の既に知られている感染症の疾病（四類感染症を除く。）であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

<指定感染症>

※ノロウイルスによる感染性胃腸炎も補償の対象となります。（但し、傷害補償制度のみご加入の場合は対象外です。）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は改正される事がありますので、適宜最新の内容をご確認下さい。ご不明点ございましたらパンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

③情報漏えい保険※

※「情報漏えい保険」は「サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）」の愛称です。

制度概要

ご加入者
(記名被保険者)

(公財) 介護労働安定センターに登録され、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法いずれかに基づく介護関係業務を行う事業者の皆様

被保険者

- ・記名被保険者
- ・記名被保険者の役員または使用人
(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りま。

損害賠償責任に関しては、

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ・情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバーセキュリティ事故対応費用に関しては、

次の事由に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。

- ・情報の漏えいまたはそのおそれ
- ・情報の漏えいまたはそのおそれを引き起こすおそれのある記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃等

保険料・支払限度額・免責金額

保険料はご加入者の役職員人数によって定額保険料を設定します。以下3つのタイプからご選択ください。

〈ご加入タイプ〉

(※) 把握可能な最近の前年度(4月～3月)における理事・役員・職員・パートタイマーおよび協会の平均人数(延べ人数の12カ月分÷12とし、小数点以下で切上げ)をいいます。

	賠償責任部分支払限度額 (1請求・保険期間中) (*1)	サイバーセキュリティ事故対応費用部分支払限度額 (1事故・保険期間中なお、⑦訴訟対応費用については、 1請求・保険期間中と整理します。)
Aタイプ	5,000万円 (免責金額1請求につき10万円)	2,000万円 (免責金額1事故または1請求につき10万円)
Bタイプ	3,000万円 (免責金額1請求につき10万円)	1,000万円 (免責金額1事故または1請求につき10万円)
Cタイプ	1,500万円 (免責金額1請求につき10万円)	500万円 (免責金額1事故または1請求につき10万円)

(*1) メール送受信等賠償責任担保特約の支払限度額・免責金額は、賠償責任部分支払限度額・免責金額と同じ(共有)となります。

サイバーセキュリティ事故対応費用の項目	各費用固有の支払限度額	縮小支払割合
①サイバー攻撃対応費用 ②原因・被害範囲調査費用 ③相談費用 (*2)	1事故・保険期間中 Aタイプ：2,000万円 Bタイプ：1,000万円 Cタイプ：500万円	100%
④コンピュータシステム復旧費用	1事故・保険期間中 Aタイプ：2,000万円 Bタイプ：1,000万円 Cタイプ：500万円	100%
⑤その他事故対応費用	個人情報漏えい見舞費用：被害者1名につき 1,000円 法人見舞費用：被害法人1法人につき 5万円 上記以外：なし	100%
⑥再発防止費用	1事故・保険期間中 Aタイプ：1,000万円 Bタイプ：1,000万円 Cタイプ：500万円	90%
⑦訴訟対応費用	1請求・保険期間中 Aタイプ：1,000万円 Bタイプ：1,000万円 Cタイプ：500万円	100%

(*2) ①②③の費用の固有支払限度額は共有されます。

想定事故事例

※本事例は、公表されている事故や調査レポート、および東京海上日動のサイバーリスク保険および超ビジネス保険（サイバー・情報漏えい補償）の保険金支払事例をもとに作成したものです。実際の保険金支払いについては、個別の事案の内容をもとに判断されますのでご注意ください。

※①～⑥の番号は、P.12のサイバーセキュリティ事故対応費用部分の番号に対応しています。

事故事例	お支払い項目
◆事業所におけるシステムの脆弱性を突かれ、不正アクセスを受けたことが調査により判明し、利用者、ご家族の個人情報が漏えい。利用者、ご家族へのお詫び・注意喚起をメール・郵送で実施した。	①サイバー攻撃対応費用 ⑤その他事故対応費用（個人情報漏えい見舞費用）
◆外部に添付ファイル付きメールが送信されたため調査したところ、職員のPCが不正にログインされていることが判明した。感染源や経路特定のためにフォレンジック調査を実施。	①サイバー攻撃対応費用 ②原因・被害範囲調査費用
◆インターネットの閲覧履歴や内部の設定などが書き換えられた形跡、およびデータが暗号化され閲覧不要な状態を発見したため調査したところ、情報システムの不正アクセスにより、PCが乗っ取られていることが判明した。外部機関に原因調査および被害範囲の調査を依頼し、データを復旧した。	①サイバー攻撃対応費用 ②原因・被害範囲調査費用 ④コンピュータシステム復旧費用
◆事業所のPC数台がマルウェアに感染していることが調査の結果判明。専門業者へ相談を開始した。情報漏えいの恐れについて外部に公表、専門業者へ相談を開始した。	①サイバー攻撃対応費用 ⑤その他事故対応費用（社告費用） ③相談費用（コンサルティング費用）
◆受信した不審メールに添付されたワード文書のマクロを有効化したことで、社内PC1台がマルウェアのEmotetに感染。また、Emotetの追加感染機能により、別のマルウェア「Zloader」に感染。感染後、取引先に被保険者名を偽装したメールが発信された。外部専門事業者によるサイバー攻撃の有無および原因・被害範囲調査、対応の相談を実施し、再発防止策としてセキュリティシステムを導入。	①サイバー攻撃対応費用 ②原因・被害範囲調査費用 ③相談費用（コンサルティング費用） ⑥再発防止費用
◆職員が意図的に利用者の個人情報を持ち出し、名簿業者に転売した。情報漏えいの発生について外部に公表・利用者へのお詫び対応を行った。	⑤その他事故対応費用（社告費用・個人情報漏えい見舞費用）

付帯される特約条項

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

メール送受信等賠償責任担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータ（以下「プログラム等」といいます。）の滅失もしくは破損または人格権侵害等（情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウイルスの感染
- ② 他者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信したプログラム等のかし

上記の事故に起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に、保険金をお支払いします。

「お支払いする保険金の種類」につきましては、基本契約の賠償責任部分をご参照ください。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

次の事由に起因する損害

- ① ソフトウェアの開発またはプログラム作成
- ② 対象業務の履行不能または履行遅滞
- ③ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合
- ④ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合
- ⑤ 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

等

被保険者は回収等の措置の実施義務を負います。

用語の定義

コンピュータシステム

情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

サイバー攻撃

コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。

- ア. コンピュータシステムへの不正アクセス
- イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
- ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。）
- エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

事故対応期間

被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

情報の漏えい

電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。紙媒体で保有する情報の漏えいを含みます。

- ア. 個人情報（下記の通り）
- イ. 法人情報（記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。）
- ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）

漏えい

次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

- ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。）
- イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと
- ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと

本保険で対象とする「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。
 - （ア）氏名のみ情報
 - （イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報
 - イ. 個人識別符号（*）が含まれるもの
- （*）個人識別符号とは、マイナンバー・運転免許証番号・旅券番号・基礎年金番号・保険証番号、このほか個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号をいいます。

フォレンジック調査

セキュリティ事故やサイバー犯罪の対象となったコンピュータに残されたデータを収集し、原因や痕跡などを調査分析する手段をいい、法的証拠となるデータの保全も含まれます。

この費用は、PC 一台あたり、100万円近くかかると言われています。

マルウェア

ウイルス、ワーム、スパイウェアなどの「悪意のこもった」ソフトウェアのことで、「悪の」を意味する「mal-（マル）」という接頭辞とソフトウェアを組み合わせた造語です。

遠隔地のコンピュータに侵入したり攻撃したりするソフトウェアや、ウイルスのようにコンピュータに侵入して他のコンピュータへの感染活動や破壊活動を行ったり、情報を外部に漏えいさせたりする有害なソフトウェアを指します。

マルウェアに感染してしまうと、メールを送信していないのに勝手に送信されてしまう、送金していないのに勝手に送金されてしまう、閲覧の権限を勝手に変えられてしまうといった被害が発生します。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合

①介護事業者賠償責任補償

①-1 賠償補償

1 保険金をお支払いする場合

①～⑥の事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。（※）

※⑤および⑥の事故については、保険金をお支払いするのは、事故についての損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

①対人・対物事故

次の事由に起因する他人の身体の障害（*1）または財物（管理下財物（下記③参照）を除きます。）の損壊（*2）による賠償損害を補償します。

a. 施設（*3） b. 仕事（*4）（訪問看護業務を除きます。）の遂行またはその結果 c. 生産物（*5）

（*1）傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。

（*2）滅失、破損または汚損をいいます。

（*3）記名被保険者が、仕事の遂行のために所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産をいいます。

（*4）記名被保険者にかかる介護業務（p.3 参照）のうち、保険証券記載のものをいいます。

（*5）記名被保険者が仕事に関連して製造、販売または提供した保険証券記載の財物であって、記名被保険者の占有を離れたものをいいます。

②訪問看護業務事故

仕事のうち、訪問看護業務の遂行またはその結果に起因する他人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます。）の損壊による賠償損害を補償します。

③管理下財物事故

管理下財物の損壊、紛失、盗取、詐取による賠償損害を補償します。

（注）保険金をお支払いするのは、管理下財物について、その財物の正当な権利者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

（*1）記名被保険者が仕事の遂行にあたり使用または管理する動産をいいます。ただし、次のものを除きます。

ア. 有価証券、印紙、切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます。）、証書、帳簿

イ. 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章

ウ. 稿本、設計書、雛型

エ. 自動車、原動機付自転車、船舶または航空機

オ. 動物、植物等の生物

カ. その他アからオまでに類する物

キ. 被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物

④行方不明時使用阻害事故

認知症またはその疑いのあるサービス利用者が行方不明（仕事の遂行中に発生したものに限り、また警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。この補償においては以下同様とします。）となった場合に、その者の行為（行方不明中の行為に限り、また）により生じた不測の事象（他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生したものに限り、また）に起因する他人の財物の使用阻害による賠償損害を補償します。

（注）保険金をお支払いするのは、使用阻害された他人の財物について、その財物の正当な権利者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

⑤経済的事故（居宅介護支援業務に適用）

居宅介護支援業務（*）の遂行に起因して、次の者の財産に金銭上の損害を与えること（身体の障害、精神的被害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取によるものを除きます。）による賠償損害を補償します。

a. 要介護・要支援状態にある者

b. 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

（*）記名被保険者の日本国内における次の業務をいいます。

（a）介護保険法に規定される要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査

（b）要介護・要支援の認定の可否および介護予防・生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断

（c）介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援

⑥人格権侵害事故

施設、仕事の遂行もしくはその結果または生産物に関する不当行為（日本国内で行われた不当な身体の拘束、口頭・文書・図面等による表示をいいます）に起因するサービス利用者等の他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害による賠償損害を補償します。

※上記のほか、被保険者が初期対応費用・訴訟対応費用を支出したことによって被る損害に対しても保険金をお支払いします。

初期対応費用・訴訟対応費用については、7ページをご参照ください。

2 保険金をお支払いしない主な場合

※詳細は団体代表者にお渡ししている約款の免責事由によります。

●各担保内容共通●

- ・サイバー攻撃
- ・保険契約者、被保険者の故意（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議、地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- ・医療行為（疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案または診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の行為をいいます。）に起因する事故。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。（訪問看護業務事故については、この事由は適用しません。）
- ・医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（美容整形、医学的堕胎、助産または採血等の行為をいいます。）に起因する事故。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。（訪問看護業務事故については、この事由は適用しません。）
- ・薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給に起因する事故
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為に起因する事故
- ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任。但し、以下の場合を除きます
 - ①管理下財物事故
 - ②対人・対物事故であって、被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して賠償責任を負担する場合 等

●対人・対物事故●

- ・航空機、自動車、原動機付自転車の所有、使用、管理
- ・施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）・動物の所有、使用、管理（施設内で発生した事故は除きます。）
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った業務の結果に起因する事故
- ・生産物または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）そのものの損壊または使用不能に起因する事故 等

●訪問看護●

- ・法令で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務に起因する事故

●管理下財物事故●

- ・保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐取（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の現象に起因する事故 等

●行方不明時使用阻害事故●

- ・サービス利用者が行方不明になることの予防措置を全く取らなかったために発生した事故 等
- ・無賃乗車または無銭飲食 等

●経済的事故●

- ・保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由に起因する事故
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に起因する事故（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為に起因する事故
- ・名誉もしくは信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えいに起因する事故
- ・被保険者の支払不能または破産に起因する事故
- ・被保険者による居宅介護支援業務の結果の保証。ただし、これによって加重された賠償責任部分に限ります 等

●人格権侵害事故●

- ・保険期間の開始時より前に行われた不当行為に起因する事故
- ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する事故
- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する事故
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する事故 等

☞ 対人事故における入院時の差額ベッド代は原則としてお支払いの対象となりません。

※家政婦紹介所から、家政婦（夫）として紹介されている間の賠償事故は対象となりません。（（公社）日本看護家政紹介事業協会が提供する「家政婦（夫）賠償責任補償」等に別途加入が必要です。）

①-2 雇用関連賠償責任補償

1 保険金をお支払いする場合

日本国内において行われた侵害行為により発生した事故に起因して、被保険者に損害賠償請求等の請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任等を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(※) 損害賠償請求がなされた場合の支払保険金の種類は、法律上の損害賠償金・争訟費用等です。

(※) 保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合が、補償対象となります。

2 保険金をお支払いしない主な場合

直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① ご契約者・被保険者の故意(※)
 - ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議(ただし、侵害行為については、労働争議に起因する損害も保険金のお支払い対象となります。)
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任(※)
 - ⑦ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
 - ⑧ 遡及日(初年度契約の始期日。以下同様とします。)より前に行われた次の侵害行為
 - a. 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了(黙示の契約に対する違反行為を含みます。)
 - b. 不当に雇用しない行為(派遣社員に対する雇止めを含みます。)
 - ⑨ 遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
 - ⑩ この保険契約の保険期間の初日において、侵害行為に起因する損害賠償請求がなされるおそれを被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その侵害行為
 - ⑪ 被保険者もしくは労働者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)(※)
 - ⑫ 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った侵害行為(※)
 - ⑬ 他人の身体障害(精神的苦痛に起因する労働者等の身体障害を除きます。)
 - ⑭ 他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺
 - ⑮ 労働争議または団体交渉において合意された事項。ただし、記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織以外の者から申立てを受けた場合に、被保険者が争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用または協力費用を負担することによって被る損害を除きます。
 - ⑯ 労働者等(過去に労働者であった者およびその法定相続人を含みます。)以外の者からなされた損害賠償請求
 - ⑰ 侵害行為のうちハラスメントを行った被保険者本人に対してなされた損害賠償請求
 - ⑱ 被保険者の支払不能、解散、清算または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求
 - ⑲ サイバー攻撃
- 等

(※) この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。

①-3 カスハラ対応特約

1 保険金をお支払いする場合

日本国内において第三者によって行われた迷惑行為により記名被保険者の役員または使用人が被った被害について、記名被保険者が迷惑行為被害対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により保険金を支払います。

2 保険金をお支払いしない主な場合

直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者またはその役員もしくは使用人の法令違反
 - ② 記名被保険者またはその役員もしくは使用人が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。)、シンナー等(毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。)を使用した状態で発生した被害
- 等

②-1 傷害補償制度

1 保険金をお支払いする主な場合

以下の間に被った、急激かつ偶然な外来の事故による傷害

<役員・個人事業主>

- 介護事業者の就業規則等に定められた正規の就業時間中でかつ、介護業務に従事中（ただし、住居で介護業務に従事している間を除きます。）
- 介護業務に従事するために介護業務実施施設と他の介護業務実施施設との間を合理的な経路・方法で往復中、および介護業務実施施設と住居との間を合理的な経路で往復中
- センターや介護事業者が主催する介護業務に関する知識、技能の付与を目的とした講習会や行事に参加中、ならびに講習会会場または行事開催地と介護業務実施施設や住居との間を合理的な経路で往復中

<職員>

- センターや介護事業者が提供した仕事の従事中（ただし、被保険者の自宅で仕事に従事している間を除きます。）
- センターや介護事業者が提供した仕事に従事するため、勤務場所と住居との間を通常の経路で往復中
- センターや介護事業者が主催する仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習会や行事に参加中、ならびに講習会会場または行事開催地と住居との間を通常の経路で往復中

※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金をお支払いする主な場合

傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りします。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

2 保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
- 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

②-2 感染症見舞金制度（傷害補償制度のオプション）

1 保険金をお支払いする場合

要介護者等への介護関連業務遂行に起因して、介護労働者が「感染症」に罹患し、医師の治療を受けた場合に介護事業者が（公財）介護労働安定センター感染症見舞金制度に基づき見舞金を支払うことによって被る損害を補償する制度です。保険期間中に損害が発生した場合に限り保険金をお支払いします。



- ※ 感染症見舞金制度は、（公財）介護労働安定センターの傷害補償（介護事業者用）制度に加入された介護事業者を被保険者として、約定履行費用保険を締結することで取扱う見舞金制度です。
- ※ 同一の感染症で同時に罹患した複数の介護労働者に見舞金を支払う場合、1名毎に支払限度額が適用されます。

2 保険金のお支払い

感染症見舞金の補償見舞金額

1名あたり30,000円

- ※ 左記感染症見舞金補償の他に、損害の発生または拡大の防止のために支出した費用（損害防止費用）のうち、保険会社が必要又は有益と認めたものも対象となります。

例 施設内で感染症が発生し、放置しておけば他の介護労働者にも感染が広がる恐れがある場合に、更なる感染を防ぐために介護事業者が負担した緊急隔離措置費用など

3 保険金をお支払いしない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 疾病（労働者災害補償保険法または船員保険法に基づく給付の対象となっている業務上の事由による疾病を除きます。）による死亡に対する見舞金を負担することによって被る損害
- (2) 従業員・構成員等または見舞金等を受け取るべき者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
- (3) 従業員・構成員等が次のいずれかに該当する間に生じた事由
 - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (4) 保険契約者または被保険者の犯罪行為または法令違反（過失によるものを除きます。）
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (7) その他「感染症補償規程（公益財団法人 介護労働安定センター 感染症見舞金制度用）」にて対象外となる事由 等

③情報漏えい保険

補償内容

1 損害賠償責任に関する補償

[サイバーリスク特別約款 (賠償責任担保条項) + 情報漏えいリスク限定担保特約条項]

1 保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します^{(*)1} ^{(*)2}。

(*)1 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

(*)2 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

保険金の対象となる損害

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
③協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

支払限度額

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1) 損害賠償責任に関する補償 (2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償に加え、P.13に記載のメール送受信等賠償責任担保特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、P.12の賠償責任部分支払限度額（保険期間中）が限度となります。

2 お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金	合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。
②争訟費用・③協力費用	合計額に対して、保険金をお支払いします。

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

2 サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

[サイバーリスク特別約款 (サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項) + 情報漏えいリスク限定担保特約条項]

①サイバーセキュリティ事故対応費用 (訴訟対応費用以外)

1 保険金をお支払いする場合

事故対応期間内に生じたP.12記載の①～⑥の費用 (その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。) を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

<セキュリティ事故とは>

次のものをいいます。

ただし、ウ. は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、ア. を引き起こすおそれのあるものに限りません。

ウ. イ.のおそれ

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

②訴訟対応費用

1 保険金をお支払いする場合

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用 (その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。) を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

③サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いの対象となる費用の種類と支払限度額

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、P.12各費用固有の支払限度額記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、P.12「サイバーセキュリティ事故対応費用部分支払限度額」欄記載の各費用固有の支払限度額が限度となります。免責金額は、各費用の合算に対して適用されますので、それぞれの費用個別には適用されません。

各費用固有の支払限度額は、費用全体の支払限度額に対して内枠で適用されます。「費用全体の支払限度額<各費用固有の支払限度額」となる場合は、各費用固有の支払限度額は、費用全体の支払限度額と同額となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、P.12記載の選択タイプ毎の賠償責任部分支払限度額 (保険期間中) が限度となります。

保険金の対象となる損害

費用の種類	定 義
①サイバー攻撃 対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(*1)によって発見されていたときに支出する費用に限りします。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りします。
②原因・被害 範囲調査 費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。
③相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(*2) ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）「⑤その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）
④コンピュータ システム復旧 費用	次の費用をいいます。(*2)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア）コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用
⑤その他事故 対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、①～④および⑥、⑦「訴訟対応費用」を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。

⑤その他事故 対応費用	カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2) 公表等の措置(*3)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りします。 ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*2) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用
⑥再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。(*2) ただし、②原因・被害範囲調査費用、③相談費用、④コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。
⑦訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

- (*1) 次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
- (*2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りします。
- (*3) 次のいずれかをいいます。
(1) 公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限りします。）
(2) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
(3) 被害者または被害法人に対する詫言状の送付
(4) 公的機関からの通報

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

3 保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

次の事由について、保険金をお支払いするかどうかの判断は、被保険者ごとに個別に行います。

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
 - ・ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
 - ・ 次の行為
 - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為
- 等

次の事由については、保険金をお支払いするかどうかの判断を、被保険者ごとに個別には行わず、すべての被保険者に対して保険金をお支払いしません。

- ・ 地震、噴火、津波、洪水、高潮
 - ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ・ 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
 - ・ 他人の身体の障害
 - ・ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ・ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
 - ・ 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
 - ・ 被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する理由
 - ・ 被保険者相互間における損害賠償請求
 - ・ 保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
 - ア. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ. アまたはイ以外の制裁等
 - ・ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- 等

事故の場合

(介護事業者賠償責任補償)

- (1) 事故が発生した場合(※)は、事故報告書を遅滞なく 取扱代理店(株)全福サービスにFAXしてください。
※ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったとき
※報告事項：事故発生の日時、場所、被保険者の住所・氏名・事故状況、受けた損害賠償請求の内容等
- (2) ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- (3) 人身事故の場合は、原則として入院時の差額ベッド代は対象となりませんのでご注意ください。
- (4) 物損事故の場合は、修理可能な場合は修理費が保険金のお支払いの対象になります。修理不可能な場合、あるいは、修理費が時価額を上回る場合は、時価額限度のお支払いとなります。
- (5) 被害者側にも過失がある場合は、「損害額の公平な負担」という見地から、被害者側の過失の程度によって損害賠償金の額が決定しますのでご承知ください。
- (6) 損害賠償金に係る支払保険金は免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額の範囲でお支払いいたします。

(傷害補償制度)

- (1) 事故が発生した場合は、事故報告書を直ちに取扱代理店(株)全福サービスにFAXしてください。
- 重要** (2) ケガをされた方が役員・個人事業主の場合は、サービス実施記録、シフト表、勤務管理表のいずれか介護業務に従事であったことが確認できる資料を必ず添付してください。この資料がなかった場合は、保険金を支払えない場合がございます。
- (3) 取扱代理店(株)全福サービスから事故報告書等が東京海上日動火災保険(株)に送付されると、事業者宛に保険金請求書類が送付されます。
- (4) ケガをしたご本人と事業者は協力の下に請求書類を作成し、東京海上日動火災保険(株)に提出します。

注)

- 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動火災保険(株)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(感染症見舞金制度)

保険事故となる偶然な事由が生じたことを保険契約者または被保険者が知ったときは、遅滞なく、偶然な事由の発生について、(株)全福サービスにFAXしてください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

- (1) 介護事業者は、介護労働者が介護業務従事中に感染症に罹患し医師の治療を受けた場合、取扱代理店(株)全福サービスに事故報告書をFAXしてください。
- (2) (株)全福サービスから事故報告書が東京海上日動火災保険(株)に送付されると、事業者宛に保険金請求書類が送付されます。
- (3) 事業者は、感染症補償規程に基づく見舞金の支払いを行った後に保険金請求書類※を東京海上日動火災保険(株)に提出し、保険金の支払いを受けます。

※必要な保険金請求書類とは、①感染症補償規程②所定の保険金請求書③医師の診断書④見舞金領収証⑤その他保険会社が必要と認める書類などを言います。

注) 事故が発生した場合は速やかに取扱代理店(株)全福サービスへ報告を行うようお願いいたします。

〈もし事故が起きたときは〉

(情報漏えい保険 サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項で補償対象となる費用(訴訟対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデント※の詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

※インシデントとは、「セキュリティ事故」とほぼ同義です。

〈上記以外〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は遅滞なく、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。保険始期から1～2か月して加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈共同保険〉

「介護事業者賠償責任補償」は、共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にお問い合わせください。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(*2)。

(*1) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

(*2) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険は、(公財)介護労働安定センターを契約者とし、(公財)介護労働安定センターに登録された介護事業者を記名被保険者とする介護サービス事業者賠償責任保険、施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任担保特約条項等付帯)、約定履行費用保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である(公財)介護労働安定センターが有します。

このご案内書は、介護サービス事業者賠償責任保険、施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任担保特約条項等付帯)、約定履行費用保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。介護サービス事業者賠償責任保険、施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任担保特約条項等付帯)、約定履行費用保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。

また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料
有料

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※傷害補償制度に加入の方のみご利用いただけます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1:

24時間365日



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカル
ソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応
じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時



0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護
サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する
ご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用
いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門
医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護
の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な
情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高
齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談

いずれも

土日祝・

年末・年始を除く

: 午前10時～午後6時

: 午後2時～午後4時

: 午前10時～午後6時

: 午前10時～午後4時



0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご
相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報
等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・本サービスは、総合生活保険（傷害補償）に付随するサービスです。
- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者
といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の
ご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

〈重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）〉

総合生活保険（傷害補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約※1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください※2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用財産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

※1 総合生活保険（傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

※2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

7. 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」を参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①をご確認ください（項目名は商品によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

①総合生活保険（傷害補償）

被保険者（本人）数が告知事項かつ通知事項（☆）となります。

他の保険契約等※1を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

※1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 死亡保険金受取人



総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルフアール補償、ハンター補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更する場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルフアール補償、ハンター補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-ichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5. その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（被保険者票）が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票（被保険者票）が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票（被保険者票）とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

6. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないうちは、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合	☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)	☐ 保険期間
☐ 保険料・保険料払込方法	☐ 保険の対象となる方	
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - ☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
 - *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

通話料
有料



IP 電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

- このパンフレットは、介護労働安定センター総合補償制度の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。各制度の詳細は契約者である(公財)介護労働安定センターの代表の方にお渡ししてあります保険約款、特約および特約書によりますが、保険金のお支払条件等商品の詳しい内容につきましては、取扱代理店にご照会ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 介護労働安定センター総合補償制度は、(公財)介護労働安定センターが保険契約者となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)介護労働安定センターが有します。
- お申込みの際には、加入依頼書の記載事項に間違いが無いか十分にご確認ください。
- 代理店の業務代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

(傷害補償制度)

- 「傷害補償制度」は、東京海上日動火災保険(株)を引受保険会社とし、(公財)介護労働安定センターを保険契約者、(株)全福サービスを取扱代理店として取扱う「総合生活保険(傷害補償)(介護労働安定センター団体傷害保険特約付帯)」の略称です。

(感染症見舞金制度)

- 「感染症見舞金制度」は、東京海上日動火災保険(株)を引受保険会社とし、(公財)介護労働安定センターを保険契約者、(株)全福サービスを取扱代理店として、「約定履行費用保険」により取扱う見舞金制度です。